

報道各社 御中

|                                   |
|-----------------------------------|
| 担当：札幌市消費者センター調査指導係<br>TEL728-2111 |
|-----------------------------------|

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

| 事業者名         | 住 所                  | 電 話          |
|--------------|----------------------|--------------|
| 全国紛争処理支援センター | 東京都中央区日本橋人形町 2-25-22 | 03-6860-4939 |

### 1 市民からの相談件数 (平成 25 年 12 月 4 日現在)

| 相談件数 | 相 談 受 付 時 期    |
|------|----------------|
| 1 件  | 平成 25 年 11 月下旬 |

### 2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

| 相談者    | 相 談 事 例  |
|--------|--|
| 60 代女性 | 紛争問題確認書と書かれたはがきが届いた。<br>訪問販売の料金未払いで管轄裁判所に訴状申し入れ等と書かれている。<br>しつこい電話勧誘や押しつけ商法等の悪質業者等の相談も受け付けるとのこと。<br>自分には身に覚えがないが対処法はどのようにしたら良いか。 |

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

## 紛争問題確認書

平成25年

( ) 第 号

この度ご通知致しましたのは、以前貴方が契約されていた訪問販売会社が不足料金ないしは契約違反に対し、同社が管轄裁判所に訴状申し入れされた事を本状にて報告致します。

当センターは御本人様と本件内容の正当性を確認する機関になりますので会社名、訴訟内容の確認は担当職員にて受け承わります。

しつこい電話勧誘や押しつけ番法差、悪質業者等のご相談も受けつけております。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定裁判所へ出廷となります。

尚、裁判も欠席されると相手方の言い分どおりの判決が出て執行官立会いのもとあなたの給料、財産の差押さえ等をされてしまうおそれがありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報悪用する業者の手口も見受けられますので万が一見に覚えがない場合、早急にご連絡ください。

受付時間 9:00~17:00 (休日 / 土・日・祭日)

(お問い合わせ) **03-6860-4939**

〒 103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-25-22

**全国紛争処理支援センター**